

医心 伝心

学校における色覚検査について

県医理事 金子 敏行

以前は小学校4年の全児童に対して実施されていた色覚検査は、平成14年度を最後に学校健診の必須項目から削除され、希望者に対して個別に実施することになりました。「学校保健法施行規則の一部改正等」の局長通知には「色覚に不安を覚える児童生徒及び保護者に対し、事前の同意を得て個別に検査、指導を行うなど、必要に応じ、適切な対応ができる体制を整えること」と注記されていたのですが、実際には、ほとんどの学校で検査希望者の確認すらされない状況になりました。

色覚検査を受けていない学年が高校卒業を控え、進路選択の際にいろいろな問題が起こることが予測され、日本眼科医会は平成22・23年度に会員へのアンケートで実態調査を行いました。その結果、小学校低学年では自分の異常に気付かずに感じたままを表現するため、学校でのトラブルに巻き込まれることが多いこと、中高では色覚異常者の半数は異常に気付かずに、進学・就職において不利益を受けることが多いことが確認されました。

この結果を受けて、日本眼科医会、日本眼科学会は学校での色覚検査に関する要望書を文部科学省に提出し、平成26年4月の「学校保健安全法施行規則一部改正等」の局長通知に、色覚検査に関する項目が盛り込まれました。その内容は、1) 保健調査などで保護者に対して色覚検査の周知を図り、希望者に検査を行うこと、2) 教職員は色覚検査に関する正確な知識をもち、色覚異常に配慮を行うとともに、適切な指導を行うことを推進すること、です。内容は14年改定時の付記とほぼ

同様であるものの、色覚異常の児童生徒が不利益を受けることのないよう、積極的に保護者に周知することを促し、教職員が適切に色覚異常者への配慮・指導を行うよう求めています。

現状で、色覚異常が見落とされることで不利益をこうむるのは、やはり進路決定に際してです。進学・就職の際の色覚の条項は、人権上、不必要な制限は望ましくないとの理解が広がり、実際にほとんどが撤廃されてきています。しかし、鉄道運転士、旅客機のパイロット等、多数の安全を担う職務を行うため制限を撤廃しにくい職種も残るのはやむを得ないことです。また、デザイン関係はもちろん、肉や魚の鮮度が色で識別できない、微小な電子部品の色分けが分からないなど、知らずに選ぶと大きな仕事上のミスや事故につながる可能性のある進路もあります。色覚のバリアフリーが実現した社会で、生活者としての色覚異常者が不自由なく暮らせることは、ぜひとも実現されるべきですが、色覚異常者が、どのような職種も健常者と全く同じにこなせる、ということはやはりないと思います。だからこそ、自分の色覚はどうであるのか把握しておく機会を、人生の早い時期に設けてあげたい、と思うのです。

10年以上経ったため、検査のノウハウ、あるいは色覚異常に関する知識自体、学校現場では心もとない状態になっているようです。来年4月からきちんとした体制が整うよう、眼科医会、学校保健会などを通してサポートしていきたいと思いません。